

ご議論頂きたいポイント

- 前回の有識者会議では、概略以下を問題提起し、ご議論頂いたところ。
 - ・ 金融庁発足当初は、金融危機時の諸課題に対応して、当局が最低基準を設定し、その「最低基準の充足状況のチェック」というアプローチに重点をおいた。この結果、不良債権問題等は収束した。
 - ・ もっとも、そうしたアプローチを機械的に継続することは、「形式への集中」、「過去への集中」、「部分への集中」といった副作用を生じさせるおそれがある。このため、各種の金融行政の目標との整合性があり、かつ、新しい環境（人口減少、低金利継続、テクノロジーの進展など）と課題（顧客とともに成長する持続可能で多様なビジネスモデルの確立、フォワードルッキングなリスク把握と対応）に対応した行政手法が必要となる。
 - ・ 具体的には、新しいアプローチ（「ベストプラクティスの追求に向けた対話」、「個別の状況に応じた動的な監督」）が必要なのではないか。また、「最低基準の充足の確認」も、「実質・未来・全体」の観点から行えるようにする必要があるのではないか。

- 今回からは検査・監督のアプローチについて順次ご議論をお願いしたい。まず、今回は、新しいアプローチである「ベストプラクティスに向けた対話」とその前提として整理しておくべき「金融行政の役割」についてご議論頂きたい。
 1. 金融行政の役割
 - ・ 市場経済の中で金融行政が果たすべき役割とその理由はなにか。金融行政の役割の限界というものをどのように考えたらよいか。
 - ・ 「最低基準の充足状況のチェック」、「個別の状況に応じた動的な監督」、「ベストプラクティスに向けた対話」、それぞれのアプローチの特性やリスク、課題は何か。また、各手法をどのように活用していくべきか。特に「ベストプラクティスに向けた対話」では、様々なステークホルダーとの対話が必要と考えられるが、どのような点に留意していくべきか。

 2. ベストプラクティスに向けた対話
 - ・ 最近、様々な「ベストプラクティスに向けた対話」の取組みを進めているが、どのような点に留意していくべきか（例えば、当庁が現在工夫しつつある手法に追加できる点などはないか。金融機関の注意を当局の問題意識の所在でなく利用者のほうに向けるためにはどうしたらよいかなど）。
 - ・ ベストプラクティスの追求に向けた対話のための基本動作をプロセスとして定着させ、継続的に改善していく（形式化しない）ためにはどういう取組みが考えられるか。